

### 不当な取引行為を行う事業者への処分・指導に係る取組状況

県では、特定商取引に関する法律及び神奈川県消費生活条例に基づき、商品等の売買又は役務の提供について、不当な取引行為を行う事業者に対する処分・指導を以下のとおり実施している。

#### ○処分・指導の実施件数（令和3年度～令和5年度）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
処 分	業務停止命令	2 (0)	1 (0)	1 (0)
	業務禁止命令	2 (0)	1 (0)	1 (0)
	指 示	2 (0)	1 (0)	1 (0)
指 導		27 (16)	28 (15)	33 (14)
計		33 (16)	31 (15)	36 (14)

注1：( ) は、五都県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・静岡県）の連携によるもので内数

注2：「処分」欄の件数は措置件数、「指導」欄の件数は事業者数で集計

注3：処分対象事業者の商品・役務は、以下のとおり。

- ・令和3年度：住宅リフォームの訪問販売事業者
- ・令和4年度：貴金属等の訪問購入事業者
- ・令和5年度：トイレ修理等の訪問販売事業者

#### ○指導対象事業者の商品・役務別件数

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
住宅リフォーム	12	住宅リフォーム	11	住宅リフォーム	8
訪問買取	4	水回り工事	5	給湯器・水回り工事	10
健康食品の販売	2	訪問買取	3	通信販売	4
CATV・通信	2	CATV・通信	3	CATV・通信	3
その他	7	その他	6	その他	8
合 計	27	合 計	28	合 計	33